株式会社ユーラスエナジーホールディングス (仮称) 小田野沢田風 力発電事業環境影響評価方法書の通知について

> 令和7年10月20日 経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ

本日、令和7年5月13日付けで届出のあった(仮称)小田野沢Ⅲ風力発電事業について、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期間を同項ただし書の規定に基づき延長するとともに、同規則同条第2項の規定に基づき、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

1. 延長する期間 令和7年11月8日から令和8年1月7日まで

2. 期間を延長する理由

本方法書について、環境影響評価法第9条の規定に基づく都道府県知事及び市町村長への意見の概要等の送付が遅れたことに伴い、同法第10条の規定に基づき都道府県知事が意見を述べる時期が、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める経済産業大臣の勧告の期限の間近となる、又は期限を超過することから、都道府県知事の意見を踏まえた勧告が困難であることが確実なため。

(参考) 環境影響評価方法書に係る手続

環境影響評価方法書受理	令和7年 5月13日
住民意見の概要等受理	令和7年 7月25日
都道府県知事の意見期限	令和7年10月26日
経済産業大臣勧告期限 (延長後)	令和8年 1月 7日

問合せ先:電力安全課 小西、中村 電話:03-3501-1742(直通)